

②眺望景観への影響

眺望地点4地点について、眺望の変化を現況の眺望状況と事業計画に基づくフォトモンタージュと比較した。

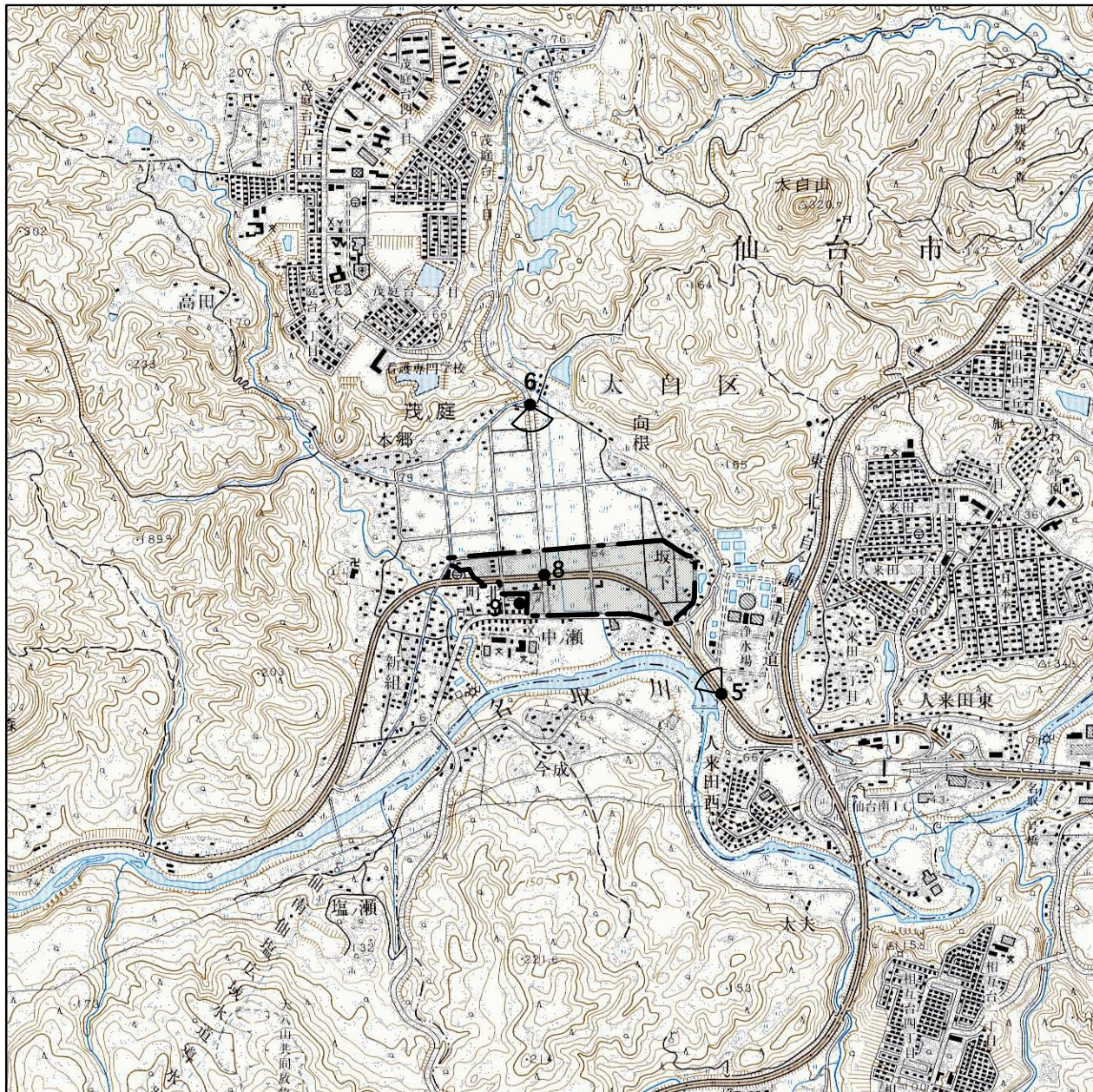


図7-3-3 代表眺望地点の位置

凡例  眺望地点 (番号は本文中と一致)

No. 5 国道 286 号

No. 6 主要地方道仙台村田線

No. 8 国道 286 号と主要地方道仙台村田線 (北東方向展望)

No. 9 生出市民センター (北東方向展望)



計画地

この図は国土地理院発行の2万5千分の1地形図(仙台西南部)を使用して作成したものである。



a) 国道 286 号

No. 5 国道286号

計画地からの距離	約300m
計画地の方向	北西
地点の状況	仙台市街地から計画地に向かう国道286号（4車線）上にあり、東側から計画地を一望できる地点付近に眺望地点を設定した。
眺望の状況	道路に沿って片側に急傾斜の崖地が接しているものの、反対側は名取川が流れまた周辺より標高が高いため眺望は開けている。
計画地の眺望状況	計画地の概ね全体が視認される。
利用状況	12時間交通量は約22,000台である。利用形態は、車による通過利用にほぼ限られる。

（評価書の予測）

国道 286 号からの眺望の変化は、現状では丘陵に囲まれた低地に広がる水田の手前部分に平坦な造成地が出現するが、その前面に立地する計画地外の住宅等の建築物が視線を遮ることにより、眺望変化は小さい。また、国道 286 号からの特徴的な景観である西方に連なる遠景の明石三高ヶ森等の丘陵は現状と同様に視認できるため、眺望景観への影響はほとんどないと予測される。（左側写真）



予測モニタージュ写真



供用時（春季）

（予測結果との比較）

評価書の予測通り造成地はほとんど視認されることはなく、また遠景の明石三高ヶ森等の丘陵地景観も視認できることから予測結果どおりと評価される。

b) 主要地方道仙台村田線

No. 6 主要地方道仙台村田線

計画地からの距離	約550m
計画地の方向	南
地点の状況	仙台宮城ICや茂庭台団地から計画地に向かう主要地方道仙台村田線（2車線）上にあり、北側から計画地が一望できる地点付近に眺望地点を設定した。
眺望の状況	道路沿いには水田が分布しており住宅などの障害物がなく、また周辺より標高が高いため眺望は開けている。
計画地の眺望状況	計画地の概ね全体が視認される。
利用状況	12時間交通量は約18,000台である。利用形態は、車による通過利用にほぼ限られる。

（評価書の予測）

主要地方道仙台村田線からの眺望の変化は、現状では視界の下半分を占める広大な水田のうち中景の範囲に平坦な造成地が出現するが、造成地は水平方向には長いものの垂直方向には薄く眺められ眺望変化は小さい。また、仙台村田線からの特徴的な景観である南方に連なる遠景の大八山等の丘陵は現状と同様に視認できるため、眺望景観への影響はほとんどないと予測される。（左側写真）



予測モンタージュ



供用時（春季）

（予測結果との比較）

評価書の予測通り造成地による眺望変化は小さく、また遠景の大八山等の丘陵地は現状と同様に視認できることから予測結果どおりと評価される。

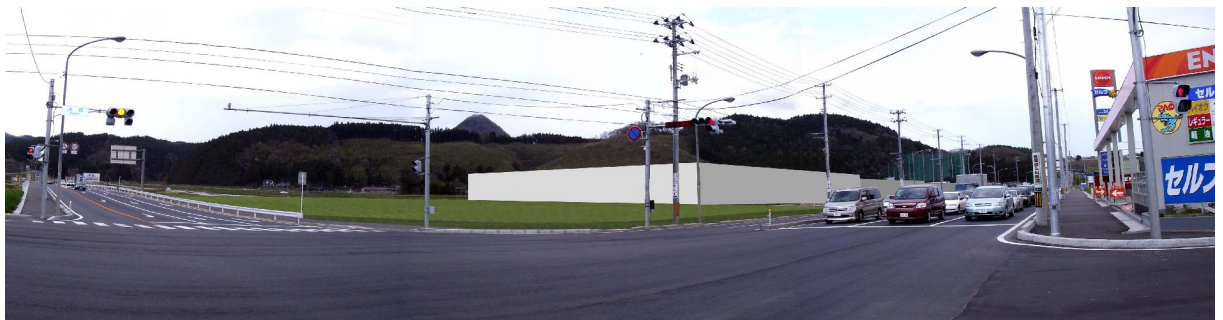
c) 国道 286 号と主要地方道仙台村田線との交差点

No. 8 国道286号と主要地方道仙台村田線との交差点

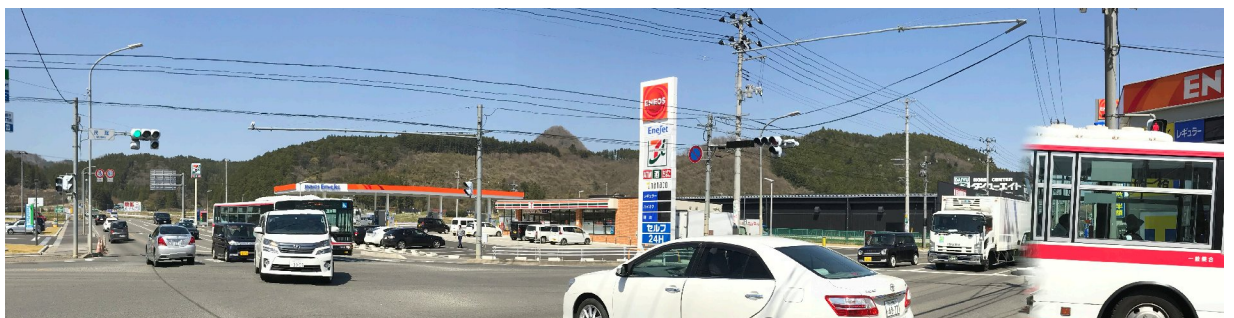
計画地からの距離	(計画地内)
計画地の方向	—
地点の状況	国道286号と主要地方道仙台村田線が交差し、計画地の中心に位置する。
眺望の状況	国道286号の南側は沿道型商業施設（ガソリンスタンド）が立地している。一方北側は水田が広がっており、北東方向に太白山が視認できる。
計画地の眺望状況	—
利用状況	主要道路が交差しており交通量は多い。利用形態は、地域住民による生活利用と車による通過利用にほぼ限られる。

(評価書の予測)

国道 286 号と主要地方道仙台村田線との交差点からの眺望の変化は、現状では既存道路に囲まれた水田が、盛土により埋め立てられ平坦で広大な造成地が出現するが、その地盤レベルは現状の道路と同程度であり法面等もほとんど出現しないため、違和感を生じないと思われる。また、計画地内からの特徴的な景観である地域のシンボルの太白山が現状と同様に視認できるため、眺望景観への影響はほとんどないと予測される。



予測モニタージュ写真



供用時（春季）

(予測結果との比較)

評価書の予測どおり造成地は出現するものの造成盤が低く法面も発生していないことから大きな眺望変化はないものの、一部の看板等による変化は認められる。また、計画地内からの特徴的な景観である地域のシンボルの太白山が現状と同様に視認され、概ね予測結果どおりと評価される。

d) 生出市民センター

No.9 生出市民センター

計画地からの距離	隣接
計画地の方向	東から北東
地点の状況	国道286号から一街区裏の、計画地の西に隣接する。
眺望の状況	生出市民センターの出入り可能な屋上から東方面に眺望が開けており、太白山が視認できる。
計画地の眺望状況	東から北東方向に計画地の東側地区をひろく眺める。
利用状況	生出保健センターと生出診療所も併設しており、多くの地域住民に利用されている。

(評価書の予測)

生出市民センターからの眺望の変化は、現状では既存道路に囲まれた水田が、盛土により埋め立てられ平坦で広大な造成面が出現するが、その地盤レベルは現状の道路と同程度であり法面等もほとんど出現せず、違和感は小さい。また、計画地内からの特徴的な景観である地域のシンボルの太白山が現状と同様に視認できるため、眺望景観への影響は軽微と予測される。(上部写真)



予測モニタージュ



供用時 (春季)

(予測結果との比較)

評価書の予測どおり造成地は出現するが造成盤は低く、法面も発生していないことから大きな眺望変化はないものの、一部の看板等による変化は認められる。また、計画地内からの特徴的な景観である地域のシンボルの太白山が予測と同様に視認され、概ね予測結果どおりと評価される。なお、予測モニタージュでは手前の街区公園の植栽を反映しているが現時点では街区公園の整備はされていない。

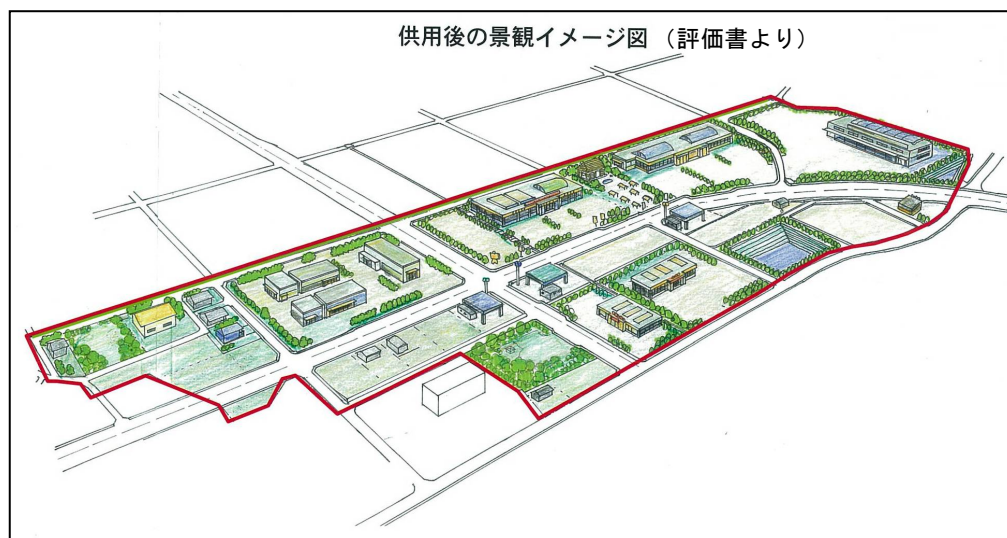
(3) 調査結果の検討

評価書における環境保全措置では

- ・ 「法面には可能な限り緑化を施すことにより、周辺の田園景観や後背の丘陵景観との調和に努める。」とされている。事後調査の結果から法面はほとんど出現させず、各地区の外周には「都市計画法に基づく各用途地域に準じた緑地率」が確保されていることから保全措置は実施されている。(ドローンによる令和元年5月7日空撮写真参照)
- ・ 「誘致企業には建物周りへの積極的な修景緑化の実施及び周辺景観を乱さない建築物の色彩や広告看板の設置等の景観配慮に関して、都市計画法による地区計画との整合も視野に協議していく。」とされている。表7-3-4に示す都市計画法による地区計画が策定され各誘致企業ごとに実施されている。

(4) 今後講ずる措置

評価書時の景観イメージ図と比べて、全体的に緑化の割合が少ないものの、建築物の高さや形態、色彩など、まちづくりのルールを定めた地区計画を遵守しており、眺望景観に対する影響は低減されていると考える。ただし、引き続き、誘致企業に対しては、建物周りへの積極的な修景緑化の実施を求めていくとともに、事業主体として出来る修景緑化については関連各課や管理者と協議をしながら検討していく。





ドローンによる空撮 5 月（事業区域中央上空から西方を望む）



ドローンによる空撮 5 月（国道 286 号と主要地方道川内村田線交差点上空から西方を望む）

凡例：事業区域





ドローンによる空撮 5月（事業区域北側上空から南方を望む）



ドローンによる空撮 5月（事業区域中央上空から東方を望む）

凡例：事業区域

8. 事後調査の委託先

8.1 委託先の名称

株式会社 中村設計

8.2 代表者の氏名

代表取締役 中村 博美

8.3 主たる事務所の所在地

仙台市青葉区一番町 1-12-8 阿部ビル 601 号室

9. 問合せ先

仙台市青葉区一番町 1-12-8 阿部ビル 601 号室

株式会社 中村設計 仙台事務所 022(281)8603

10. 騒音監視モニタリング調査結果(資料編)

第2回事後調査報告書において、現地調査結果に基づき評価書予測値との比較を行った結果、保全対象である生出市民センターの敷地境界部における重機の稼働による騒音レベルが、仙台市の規制基準である90%レンジ上端値75dB以下、環境基準である等価騒音レベル55dB以下のいずれについても上回り、また、評価書における予測結果も上回る結果となった。このことから、生出市民センター施設付近の工事実施時に、重機の稼働に伴う騒音の調査を実施して建設作業騒音の影響を確認した。

(1) 調査内容

1) 調査項目

調査項目は、重機の稼働による建設作業騒音のうち90%レンジ上端値(L_{A5})及び等価騒音レベル(L_{Aeq})とした。

2) 調査方法

調査方法は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法に準拠して実施した。

3) 調査地域及び地点

調査地点は計画地に隣接する生出市民センターの敷地境界部とした。測定高さは生出市民センター側の地上1.2mに設定した。調査地点は表10-1-1及び図10-1-1に示すとおりである。

表 10-1-1 調査地点 (騒音)

調査項目	調査地点
90%レンジ上端値(L_{A5}) 等価騒音レベル(L_{Aeq})	生出市民センター敷地境界

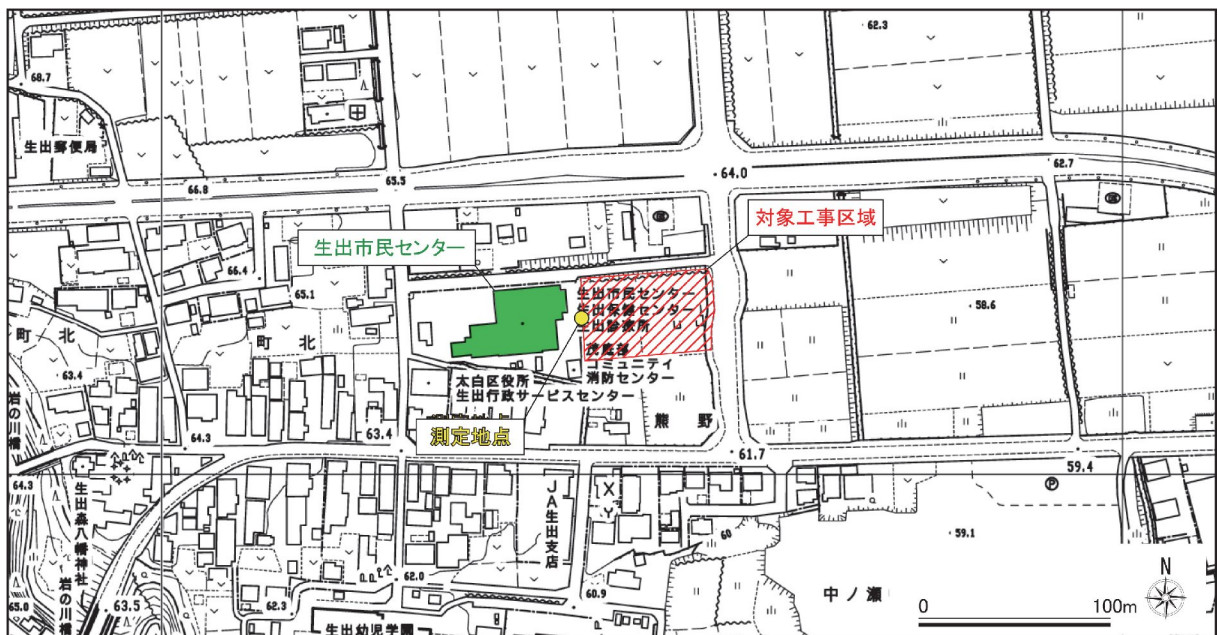


図 10-1-1 調査地点図 (騒音)

4) 調査時期

調査時期を表 10-3-2 に示す。調査時期は、保全対象である生出市民センターの施設付近を工事する時期とし、建設作業騒音の影響が最大となる時期とした。

表 10-1-2 調査時期（騒音）

調査項目	調査時期
90%レンジ上端値(L _{A5}) 等価騒音レベル(L _{Aeq})	平成 30 年 11 月 21 日(水) 8 時～18 時



(2) 調査結果

調査結果を表 10-2-1 に示す。測定時間の平均値は、90%レンジ上端値が 68dB であり、仙台市公害防止条例に基づく規制基準 75dB を下回る結果であったが、等価騒音レベルは 67dB となり、環境基準の 55dB を上回る結果となった。

表 10-2-1 調査結果（騒音）

建設機械	騒音レベル (dB)	
	90%レンジ上端値 (L _{A5})	等価騒音レベル (L _{Aeq})
バックホウ 0.28m ³	68	67

(3) 予測結果との比較

予測結果及び事後調査結果との比較を表 10-3-1 に示す。

今回の調査結果において、90%レンジ上端値は、評価書時の予測結果及び第2回事後調査報告書時（H27. 12. 10 調査実施）のいずれについても下回る結果となった。また、等価騒音レベルについては、評価書時の予測結果と同程度であり、第2回事後調査報告書時（H27. 12. 10 調査実施）の結果と比較すると大きく下回る結果となった。

表 10-3-1 予測結果及び事後調査結果との比較（騒音）

単位：dB(A)

項目	予測結果 (評価書時)	第2回事後調査 結果 (H27. 12. 10)	今回事後調 査結果 (H30. 11. 21)	仙台市公害防止 条例に基づく 規制基準	環境基準
90%レンジ上端値(L _{A5})	72～73	82	68	75*	—
等価騒音レベル(L _{Aeq})	64～66	77	67	—	55

※50m以内に病院等がある場合

(4) 今後講ずる措置

敷地境界部における重機の稼働に伴う建設作業騒音は、仙台市公害防止条例に基づく規制基準を下回り、また、前回の事後調査結果を大きく下回る結果となった。このことから、追加的な保全対策の必要性はないと考える。ただし、等価騒音レベルが環境基準の55dBを上回っていることから、極低騒音型の重機の使用や重機の集中稼働の回避などの騒音軽減対策は継続して実施し、また、近隣住民との十分に調整を行いながら、周辺環境への配慮に努めることとする。